トンネル残土は「有用な建設資材」ではなく「廃棄物」「ごみ」

トンネル残土の処理はJR 東海にとって頭の痛い問題です。残土の処理場所については長野県が窓口になってとりまとめています。

- [1] 2013年3月21日のリニア中央新幹線建設推進飯伊連絡調整調整会議(第4回)の 資料1-2「中央新幹線建設に伴う発生土について」よりJR東海の県への申し入れの 内容(抜粋)。JR東海は、表向きは、公共、民間で計画されている事業で発生土を 「有効活用」してもらいたいという内容で、廃棄処分する場所を照会してほしいと は書いていません。
- 〇 中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣の指示を受け当社が建設するものであり、その発生土については、当社は国や県の取り組みにならい、まずは自らの新幹線建設事業での造成に最大限活用していく考えです。一方、本事業として活用する土量は限定されることから、利用計画が未定の発生土について、他の公共事業、さらには民間事業を含めて、有効活用していただくことで考えています。
- ついては、長野県内における他の公的事業や民間事業での有効活用について情報 収集や斡旋に加え、発生土の受け入れ時期や場所、利用土量、優先順位等の具体的 な内容についての利用窓口を県にお願いしたい。
- [2] 長野県は市町村などに発生土の活用先についてどのように照会したか

2013年5月28日の文書「『リニア中央新幹線に係る建設発生土の活用先について』(照会)」の様式1「今後の公共事業での活用予定について」で「これまで、新幹線事業における建設発生土は下記のような公共事業に活用されてきました。つきましては、将来建設発生土が活用できそうな公共事業がありましたら記入してください。(構想段階のものでも結構です)」といっています。様式2「民間事業等での活用予定について」では「建設発生土の活用先が見つからない場合、最終的には窪地や谷を埋め立てたりする処分地を確保する必要があります。つきましては、将来処分地として利用できそうな場所がありましたら、記入してください。」といっています。公開された文書では「民間事業等での活用予定」の部分に手書きで横線が引いてあり、その下に手書きで「埋立地の見込み」と訂正がしてあり、第2回の照会では「埋立地の見込み」と印刷されています。

この資料集にも掲載している「県民ホットライン」の長野県の「リニア振興推進室」からの回答の中では次のように言っています。

"建設発生土の処理は、本来、事業者である J R 東海が責任をもって行うべきものでありますが、建設発生土は公共事業等に有効に活用できる資源であることや、発生する土の量が前述のように極めて多く、また、沿線の多くの市町村にまたがる広域的な課題であることから、県が窓口となって市町村等から活用先候補地の提案を募り、これを取りまとめ、平成26年7月、JR東海に情報提供しております。"

廃棄物としてなら「リニア振興推進室」が扱うべきではないと思います。回答には 環境部の名前もありますが、環境影響評価についてです。防災や治山についての担 当部署が最初から「リニア対策」として関わるべき問題ではないかと思います。

- [3] 豊丘村で残土埋め立て候補地だった、源道地の2つの沢は、将来の土石流災害を心配する住民の声によって、JR 東海は候補地を撤回せざるを得ませんでした。源道地でJR 東海が埋め立てを断念したのは、沢や谷へ残土を廃棄処分することの危険性をJR 東海自身も十分理解しているので、ことが大きくならないうちに他を探すことにしたのでしょう。
- [4] 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)に係る環境影響評価書に対する環境大臣 意見」平成26年6月5日、より(抜粋)

本事業は、その事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を、最大限、回避、低減するとしても、なお、相当な環境負荷が生じることは否めない・・、トンネルの掘削に伴い多量に発生する発生土の適正な処理、希少動植物の生息地・生育地の保護、工事の実施に伴う大気汚染、騒音・振動対策等、本事業の実施に伴う環境影響は枚挙に遑がない。

• • •

言うまでも無く、本事業は関係する地方公共団体及び住民の理解なしに実施することは不可能である。このため、事業の円滑な実施及び供用に向け、本事業の今後の検討及び実施に当たっては、関係する地方公共団体の意見を十分に勘案し、環境影響評価において重要な住民関与についても十全を期すことが必要である。

さらに、国土交通大臣におかれては、本事業者が十全な環境対策を講じることにより、本事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることが確保されるよう、本事業者に対して適切な指導を行うことを求める。

• • •

2. 6 廃棄物等

(1) 発生土

① 発生抑制、現場利用の徹底

トンネル掘削等の工事実施に伴う発生土については、施設の規模等の見直しを含め、発生量を抑制するよう検討するとともに、できる限り場外搬出量を抑制すること。

. . .

④ 発生土置場の適切な管理

発生土置場での発生土の管理について、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他 周辺環境に影響を及ぼさないよう、発生土置場ごとに管理計画を作成した上で、適 切に管理すること。

また、発生土の管理計画の作成に当たっては、内容について関係地方公共団体と協議し、また、住民への説明や意見の聴取等の関与の機会を確保すること。

• • •

意見書は発生土を廃棄物といっています。意見書は「技術の発展の歴史を俯瞰すれば、環境の保全を内部化しない技術に未来はない。」といっています。建設過程でゴミを大量に出すようなリニア計画には未来はないという意味だと思いませんか。

残土置き場がなければトンネルは掘れません。トンネルができないとリニアは出来ません。住民の命をかけてもリニアを建設する意義がありますか?